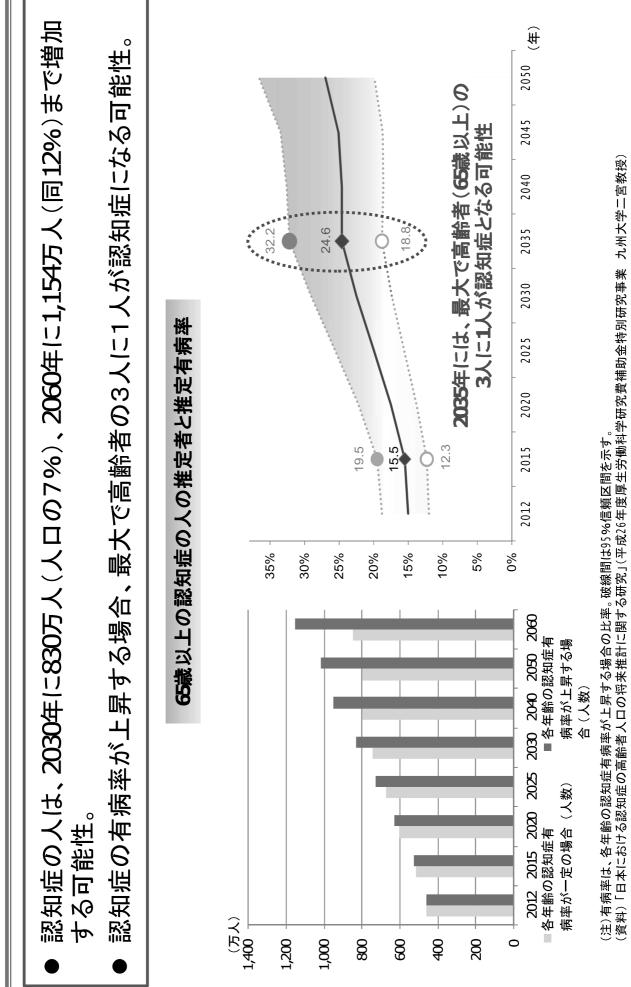
金融審議会市場ワーキング・グループ報告書 「高齢社会における資産形成・管理 資料

令和元年6月3日 金融庁





認知症の人の増加①

(出典)みずほ総合研究所「高齢社会と金融~高齢社会と多様化するニーズに金融機関はどう対応するか~」より、抜粋

Η

認知能力の低下により、金融機関が顧客の認知能力に問題があると判断した場合、顧客 保護の観点から金融サービスに一定の制限がかけられることがある。 成年後見開始後は、家庭裁判所が被後見人の状況を勘案して判断することたるが、有 価証券については保有を継続するか、現金化が推奨される例が見られる。	後見開始時に保有していた 有価証券の取扱い	 ロ1 預貯金の管理については、何を注意したらよいのでしょうか? 預貯金の管理については、基本的に次のことに注意してください。 オーズムの預貯金については、基本的に次のことに注意してください。 (1) ご本人の預貯金については、基本的に次のことに注意してください。 (3) 置肥全のがけること。 (3) 管理を心がけること。 (4) ご本人の預貯金を用いてたや元本割れの可能性の ある融商品等を購入することは許されません。 (5) ご本人の預貯金を用いてたや元本割れの可能性の ある融商品等を購入することは許されません。 (5) 近い、「浜高が発生した島合は、後見人が弁償することはおされません。 (5) つ能性もあります。
 認知能力の低下により、金融機関が顧客の認知能力に問題があると判断 保護の観点から金融サービスに一定の制限がかけられることがある。 成年後見開始後は、家庭裁判所が被後見人の状況を勘案して判断するこ 価証券については保有を継続するか、現金化が推奨される例が見られる。 	認知能力が衰えたことによる 金融サービスの制限	顧客の認知能力に問題があると判断した場合の金融機関の対応例 ● 新規契約の停止(有価証券の売買等) ● 既存契約の解除(信用取引、FA取引等) ● 本人のみによる預貯金口座の引き出しの停止

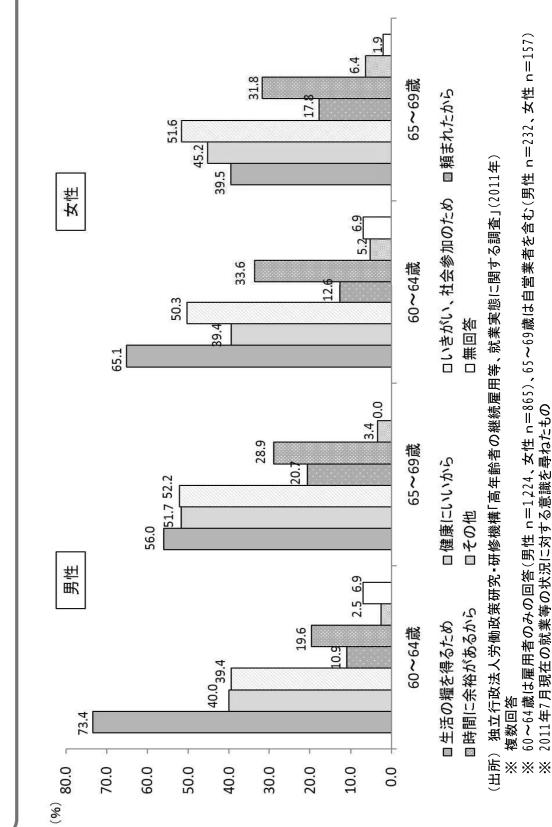
認知症の人の増加②

出典:地方家庭裁判所成年後見人Q&Aより抜粋

成年後見制度利用促進基本計画の概要
基本計画について (1)成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、成年後見制度の利用 促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
(2)町町の約家期间は <u>做ね5年间</u> を必避(半成29年度~33年度)。 (3)国・地方公共団体・関係団体等は、 <u>工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進</u> に取り組む。 ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。
基本的な考え方及び目標等
(1)今後の施策の基本的な考え万 ①ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する) ②自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)
③財産管理のみならず、 <u>身上保護も</u> 重視。 (2) 今後の施策の目標
①利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
②全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利 擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
③後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心し て成年後見制度を利用できる環境を整備する。
 ④成年被後見人等の<u>権利制限に係る措置(欠格条項)を見直す</u>。 (3) 施策の進捗状況の把握・評価等
基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。
出典:厚生労働省「成年後見制度利用促進基本計画のポイント・概要」

高齢者の就業理由

高齢者の就業理由は、60歳台前半では「生活の糧を得るため」が最も多いが、60歳 台後半では 「健康にいいから」「いきがい、社会参加のため」といった割合が増える。 Ο



(出典) 第21回市場ワーキング・グループ 厚生労働省提出資料

感 (出典)内閣府「高齢者の経済生活に関する意識調査(H23年)」より、金融庁作成 | ボランティア活動への参加意向がある人の割合 (年齢別) 60~64歳 65~69歳 20~74歳 25~79歳 80歳以上 28.4 高齢者のボランティア活動への参加は増加しており、ボランティア活動への参加意向を 持っている者も多く存在する。 41.7 52.4 58.6 67.3 (%) 80.0 0.0 N 60.0 0.0 50.0 <u>40.0</u> 30.0 20.0 10.0 ★65~69歳 →70歳以上 ●60~64歳 € (出典)総務省「社会生活基本調査」より、金融庁作成 ボランティア活動への参加率の推移 28.6 2016 29.8 23.3 28.9 21.4 27.1 2011 (%) 32.0 20.0 30.0 28.0 26.0 24.0 22.0

高齢者とボランティア

作风

よ、退職金でも投資を行う傾向が高い。	回答した人 現役時代から投資を行っていなかったと回答した人	5,806人	÷	答した人 目つ、退職金で投資をしたと回答した人 率 括弧内は上記回答に対する比率	602 (11.9%)
● 現役時代から投資を行ってきた者は、退職金でも投資を行う傾向が高い。	現役時代から投資を行っていたと回答した人	2,824. 人	÷	且っ、退職金で投資をしたと回答したし 括弧内は上記回答に対する比率	1,984人

退職金と投資

(出典)フィデリティ退職・投資教育研究所、退職者8000人アンケート、2015年調査より、金融庁作成

ミノント
てのゴ
こあたい
投資)
E 形成(
資産

つみたてN ISA	長期保有を前提とした制度 非課税期間は20年間	貫付けの方法は、積立投資に限定	対象は、国内外の株式・債券等に 分散 して投資する投資信託	信託報酬が低く、販売手数料もノーロー ド(0円)の 低コスト商品に限定	毎月分配型でない商品が対象	運用益は非課税
ポイント	投資を始めたら、長期間続けること!	投資のタイミングをとらえるのは難しい! 定期的に自動で買付!	分散投資でリスクを軽減! 資産の分散と地域の分散!	信託報酬は、長期の運用成果に大きな 影響!	毎月、分配金を受け取ることは、長期の 運用には向かない!	原則、運用益は課税(20.315%)
	役資	役資	投資	菜	金田	金
	長期投	積立投	分散投資	千 数	分配	税

 受給開始時期(繰上げ・繰下げ受給制度)について 公的年金の受給開始時期(未)原則として、個人が60歳から70歳の間で自由に選ぶことができる。 ※線下げニンいては、66歳より頃く受給を開始した場合(繰上げ受給)には、年金月額は増額(最大30%減額)となる一方、66歳より後に受給を開始した場合(繰上げ受給)には、年金月額は増額(最大30%減額)となる一方、66歳より後に受給を開始した場合(繰上げ受給)には、年金月額は増額(最大30%減額)となる。 65歳より頃く受給を開始した場合(繰上げ受給)には、年金月額は増額(最大30%減額)となる。 ※上げによる減額率・線下げによる増額率にこいては、選択された受給開始時期にかかわらず年金財政上中立と応るよう設定されている。 弾上げによる減額率・線下げによる増額率については、選択された受給開始時期にかかわらず年金財政上中立となるよう設定されている。 ※上げによる減額率・線下げによる増額率については、選択された受給開始時期にかかわらず年金財政上中立と応るよう設定されている。 ※上げによる減額率に回いては、選択された受給開始時期にかかわらず年金財政上中立したる。 (20%)には、年金月額は増額(最大32%増額)となる。 ※上げによる減額率に回いたけ、選択された受給開始時期にかかわらず年金財政上中立したる。 (20%) 換上げ、第下げによる通貨を定いの (21%) 換出す、第下げによる減額・増額率 (21%) 換出す (21%) 検出す (21%) 換出す (21%) 点(21%) 点(21%) 点(21%) 点(21%) (25.2%) (33.6%) 42%. 	保上げ・繰下げ受給制度)について ペート・線下げ受給制度)について (個人が60歳から70歳の間で自由に選ぶことができる。 (オることができない。 (オることができない。 (オることができない。 (オることができない。 (モインの市通額(最大420%増額)となるー方、65歳より後 (年代としての平均的な給付総額を示して (本生日)のな受給期間 (本代ししての平均的な給付総額を示して (本付しての平均的な給付総額を示して (本付しての平均的な給付総額を示して (日本にしての平均的な給付総額を示して (日本にしての平均的な給付総額を示して (日本にしての平均的な給付総額を示して (日本に (
---	---

ω

継続雇用後の給与水準の変化

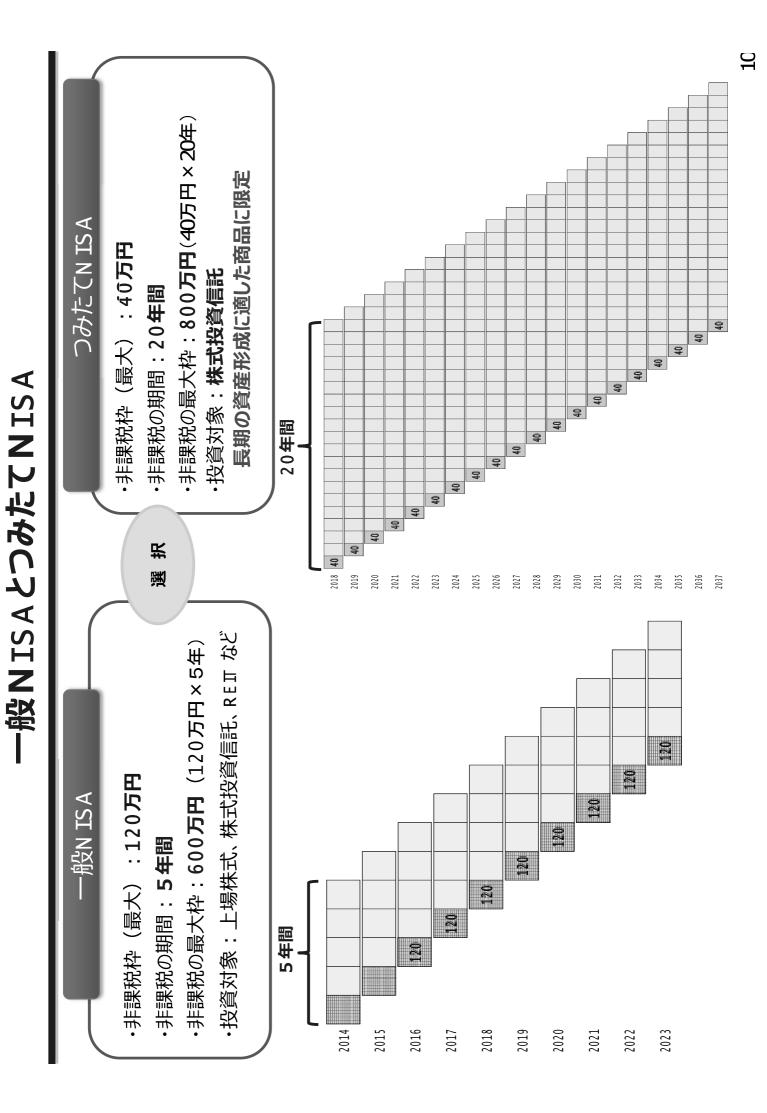
				増加	変化せず	10%未満 減少	10~20%未 递少	10~20%未 20~30%未 30~40%未 40~50%未	30~40%未 遄 减少	40~50% 未 遄 减少	50%以上 减少	無 同
		総計			15.3	.3		17.0	22.9	21.7	16.1	7.0
		49人以下			22.7	Ľ		21.6	18.1	16.2	8.6	12.7
企	雇用	20~99人			17.1	Ξ.		18.5	24.4	19.8	12.1	8.2
業調	者教	100~299人	ر		14.7	Γ.		17.8	24.1	23.2	14.6	5.6
査	規堪	300~499人	ر		13.9	6.		13.9	20.1	23.2	23.2	5.5
	<u> </u>	Ƴ666~003	ر		12.1	-		10.0	24.6	26.9	20.3	6.2
		1000人~			8.0	0		10.9	15.8	22.7	37.1	5.5
調		60~64歳の	氞	0.2	5.8	3.1	11.9	14.4	31	31.7	26.8	6.3
		続雇用者	女	2.3	22.7	12.2	19.2	14.0	5	9.3	9.3	11.0

資料出所:独立行政法人労働政策研究·研修機構

(企業調査)「高年齢社員や有期契約社員の法改正後の活用状況に関する調査」(平成26年) 常用労働者50人以上雇用する民間企業に対する調査(回収数n=7179)。 回答時点で雇用者規模が50人未満であった企業が含まれる(n=463)。

(労働者調査)「高年齢者の継続雇用等、就業実態に関する調査」(平成24年) (注)いずれも定年到達時と継続雇用中の給与を比較したもの。

(%)



	は、25.0% 38.9% 5推計し控除して算出。		※斜線部は、任意加入	(数値は2018(平成30)年3月末)					第2号被保険者の〕 被扶養配偶者 []	<u>──8/0カ人」</u> ──」 第3号被保険者	2給付の受給権を有する者を含む)。 11
年金制度の体系	 〇 20歳以上65歳未満人口に対し、企業年金・個人年金の加入者の割合は、25.0% 〇 厚生年金被保険者に占める企業年金・個人年金の加入者の割合は、38.9% ※ 複数の制度に重複加入している加入者数を推計し控除して算出。 	「」」」 動eCo(個人型確定拠出年金)	加しきCoon 加入者数 1 <th1< th=""> 1 <th1< th=""> <th1< td="" th2<=""><td>確定拠出 確定給付 厚生年 退職等 年金 企業年金 金 年金給付 (企業型) 基金 基金</td><td>(代行部分)</td><td>m入員数 37万人 国民 年金基金</td><td>1 + + 1</td><td>国民年金統年金(</td><td>・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・</td><td></td><td>6,733万人(※ ※1 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。 ※2 20~65歳未満人口は、6965万人。人口推計(2018(平成30)年9月)調べ。</td></th1<></th1<></th1<>	確定拠出 確定給付 厚生年 退職等 年金 企業年金 金 年金給付 (企業型) 基金 基金	(代行部分)	m入員数 37万人 国民 年金基金	1 + + 1	国民年金統年金(・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		6,733万人(※ ※1 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。 ※2 20~65歳未満人口は、6965万人。人口推計(2018(平成30)年9月)調べ。

(出典) 第21回市場ワーキング・グループ 厚生労働省提出資料

るため、b eC oについて、第3号被保険者や企業年金加入者※、公務員等共済加入者を加入可能とした。 働き方・ライフコースの多様化が進む中、生涯にわたって継続的に老後に向けた自助努力を可能とす 年額27.6万円 (月額2.3万円) 拠出限度額 個人型確定拠出年金(beco)の加入可能範囲の拡大 拠出限度額 年額14.4万円 (月額1.2万円) 月額2.75万円) ※企業型確定拠出年金加入者については規約に定めた場合に限る。 拠出限度額 年額33万円 企業型 8 X e 月額2.0万円) 年額24.0万円 拠出限度額 . 拠出限度額 年額27.6万円 (月額2.3万円) (2017年1月施行) ※ 国民年金基金 拠出限度額 年額81.6万円 月額6.8万円) との合算枠 О

専業主婦(夫)等 (第3号被保険者) (第2号被保険 公務員等 国民年金(基礎年金) 厚生年金保険 (第2号被保険者) 会社員 自営業者等 (第1号被保険者)

(月額131万円) 年額15.66万円

ε Χ

退職給付 拠出限度額

厚生年金基金
 確定給付企業年金
 私学共済など

年額66万円 (月額5.5万円) 拠出限度額 企業型

国民年金基金

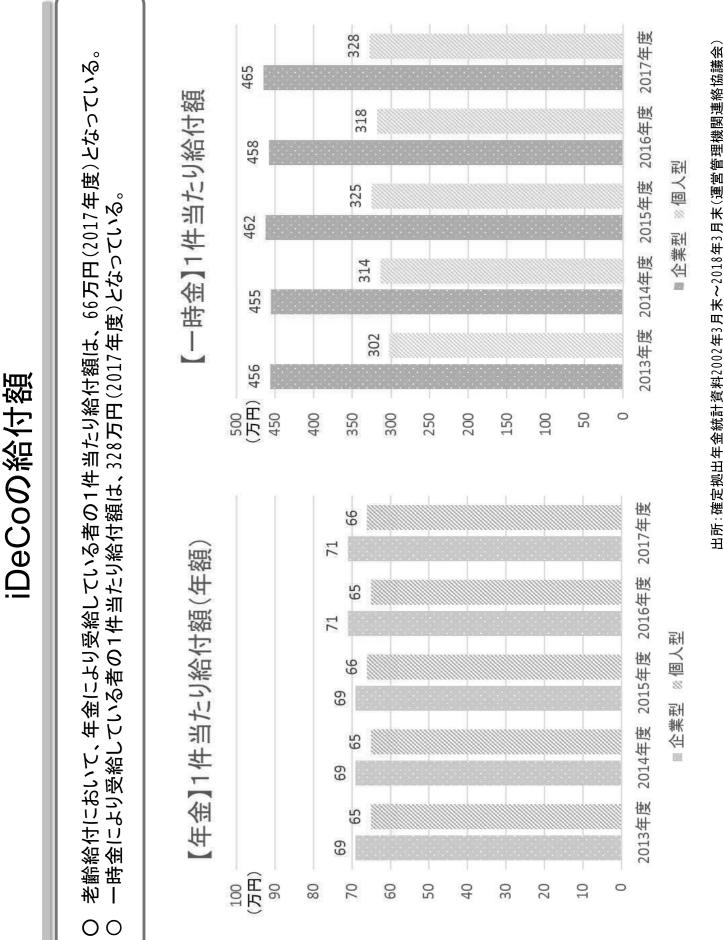
確定給付型

拠出限度額なし

年金払い

- 企業型のみを実施する場合は、従業員によるマッチング拠出ができることを定めない場合であって、①b ecolc加入ができること、②企業費入の事業主掛金の上限を年額42万 円(月額35万円)以下とすることを規約で定めた場合に限り、becoへの加入が可能。 —
- 企業型と確定給付型を実施する場合は、従業員によるマッチング拠出ができることを定めない場合であって、①becoに加入ができること、②企業型への事業主掛金の上限を 年額18.6万円(月額1.55万円)以下とすることを規約で定めた場合に限り、DeC.0への加入が可能。 保険料率の上限は、労使あわせて1.5%と法定されている。標準報酬の月額の上限は62万円、標準期末手当等の額の上限は150万円であり、これらに基づき表中の拠出限度 м Ж
 - 額を算出している。 ი ჯ

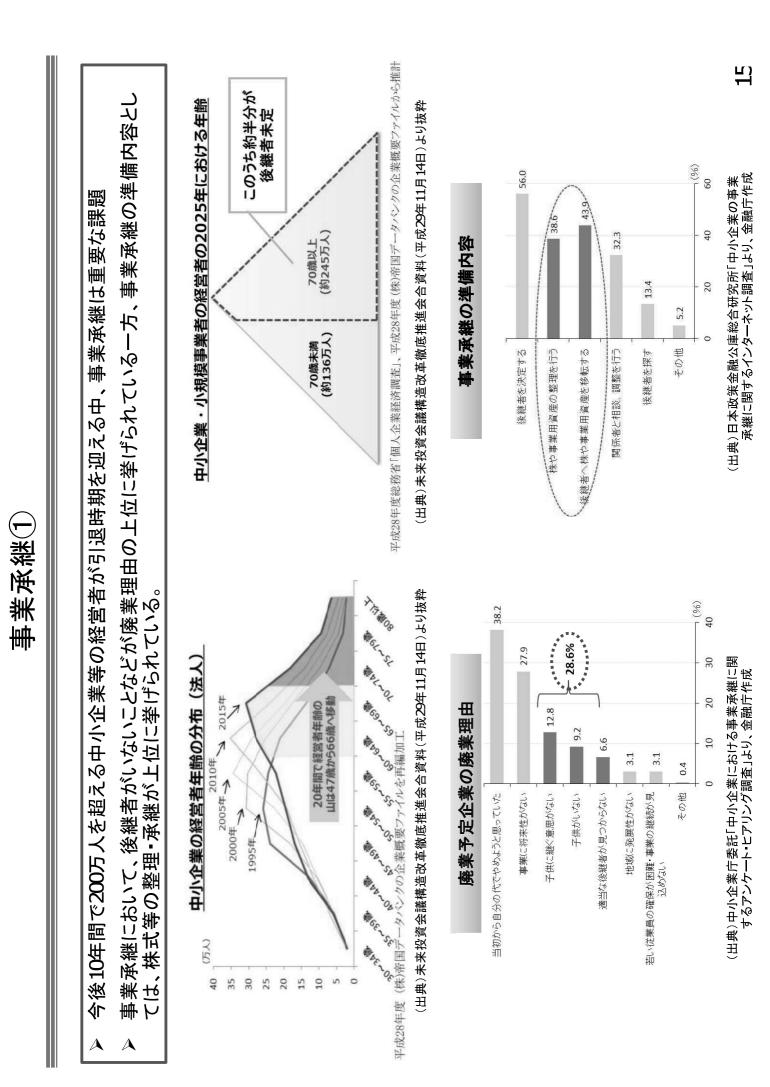
(出典) 第21回市場ワーキング・グループ 厚生労働省提出資料



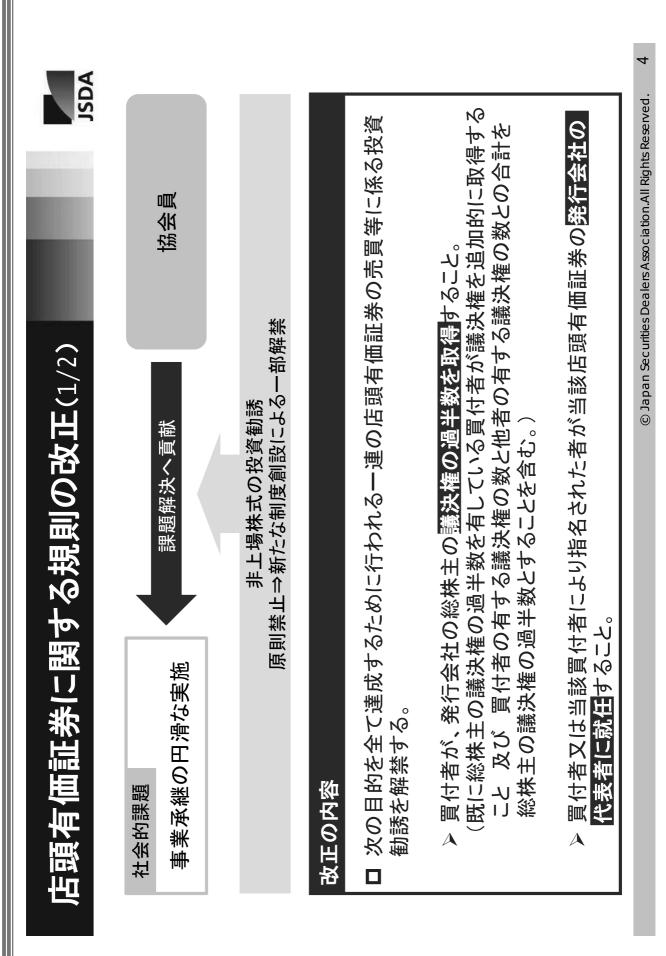
13

(出典)第21回市場ワーキング・グループ 厚生労働省提出資料

◆上場株式等	上場株式等の相続税に係る現状及1	まままの また して して した の の に 関 点	第17回市場M G 金融庁提出資料
	他の資産の評価方法との比較		O 相続財産となった上場株式等は、原則として相続時
-	相続税評価額	-	点の時価で評価される。現行制度では、相続時の時
定期預金		用故亦	価と、相続時以前3か月間(相続発生月、その前月、
	預入残高の <u>100%</u>	「 1、 スクな し し	前々月)の各月における終値平均額のうち、最も低い価額で評価。
上場株式			○ 土地・建物については、価格変動リスクを考慮し、評
	取引所終値の <u>100%</u>		価額から割り引いた額を相続税評価額としている一方、 上場株式については、納付期限まで(10か月間)の価
4			格変動リスクがあるにもかかわらず、取引所終値の
			100%で評価されている。
+ #	路線価 (公示地価の <u>80%程度</u>)	価 花 変	
建物		剄りこ	O こうした評価方法が相続税対策として、高齢者の資
	固定資産税評価額 (建築費の <u>50~70%</u>)	スクあり	産が土地・建物に向かうインセンティブとなっているとの指摘がある。
ゴルフ会員権			
	市場取引価格(時価)の		○ 株式の評価額についても、土地・建物と同様、価格
	70%		変動リスクを相続税評価額に織り込む必要があるの
			ではないか。
(注)土地等の資産については、 価等の算出頻度が少ないこと、 で評価されている。	注)土地等の資産については、実際の取引価格にばらつきがあることや、路線価等の算出頻度が少ないこと等を踏まえ、実際の取引価格より割り引いた額で評価されている。	があることや、路線 各より割り引いた額	14

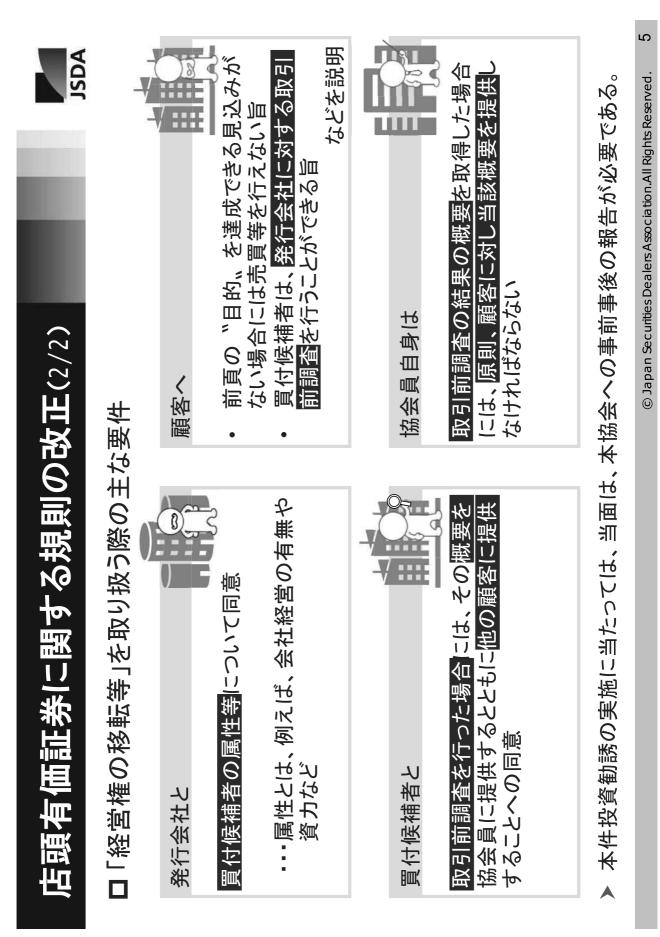


継
承
業
冊



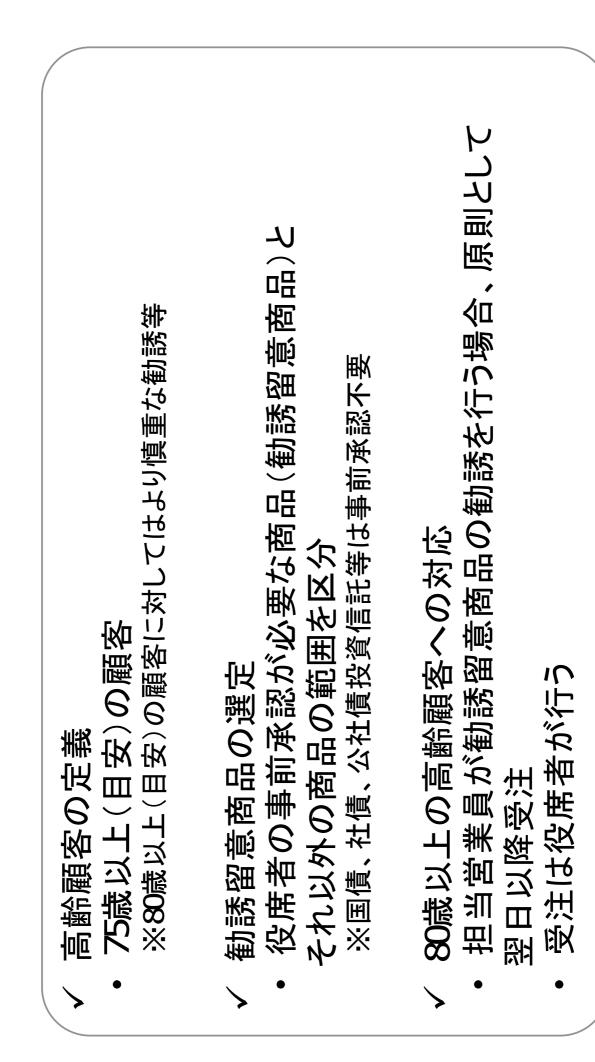
(出典)日本証券業協会「非上場株式の取引の在り方の検討結果~「株主コミュニティに関する規則」及び「店頭有価証券に関する規則」の改正について~より抜粋

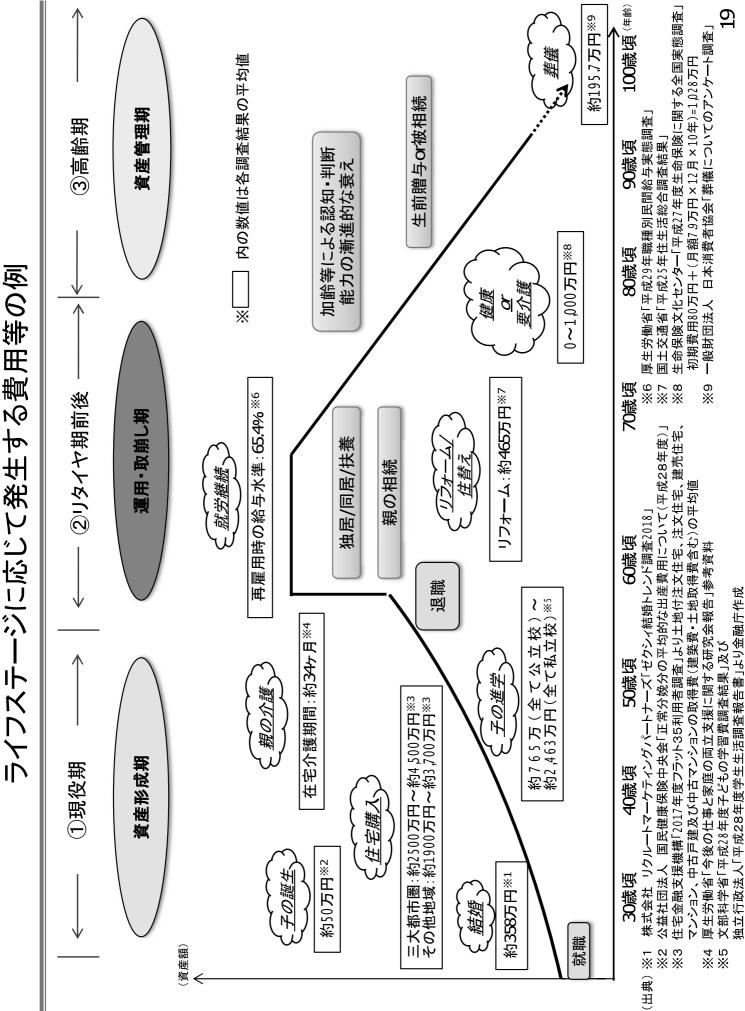
事業承継③

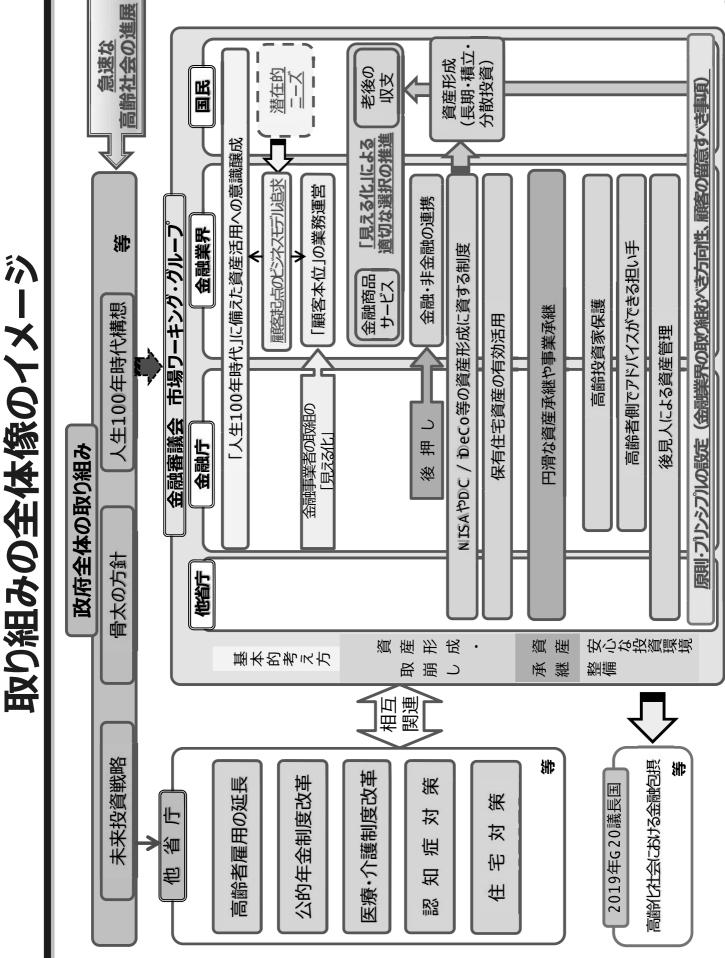


(出典)日本証券業協会「非上場株式の取引の在り方の検討結果~「株主コミュニティに関する規則」及び「店頭有価証券に関する規則」の改正について~より抜粋

日本証券業協会の高齢顧客投資勧誘ガイドライン







(出典)第15回市場ワーキング・グループ 事務局提出資料 (一部簡略化)